

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証(被保険者証)の一斉更新について ～

■ 保険証が新しくなります (黄緑色→黄色)

現在、ご使用の黄緑色の保険証の有効期限が本年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、本年9月30日です。
- 窓口負担割合の見直しに伴い、9月中に、**すべての**被保険者の方を対象に新しい保険証を交付します。
(**窓口負担割合が変更とならない方も含まれます。**)
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民生活課後期高齢者医療担当までお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 9月30日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
被保険開始年月日	平成20年 4月 1日
被保険終了日	平成20年 4月 1日
一割負担の割合	1割
被保険者番号並びに被保険者の住所及び印	01234567 会印(赤)
北海道後期高齢者医療広域連合	

新しい保険証は黄色です

■ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)も新しくなります (橙色→水色)

現在、ご使用の橙色の減額認定証及び限度証の有効期限が、本年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは水色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、役場住民生活課後期高齢者医療担当へ申請してください。

※有効期間は1年間です。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区 分 Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区 分 Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	○老齢福祉年金を受給されている方

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
被保険開始日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
被保険者番号並びに被保険者の住所及び印	01234567 会印(赤)
北海道後期高齢者医療広域連合	

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
被保険開始日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
被保険者番号並びに被保険者の住所及び印	01234567 会印(赤)
北海道後期高齢者医療広域連合	

新しい減額認定証及び限度証は水色です

お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 民生生活課 後期高齢者医療担当
 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 〒085-1203 阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地 鶴居村役場
 ☎011-290-5601 ☎0154-64-2113